

令和6年度

碧南市水質検査計画



令和6年3月

碧南市水道事業

1. 基本方針

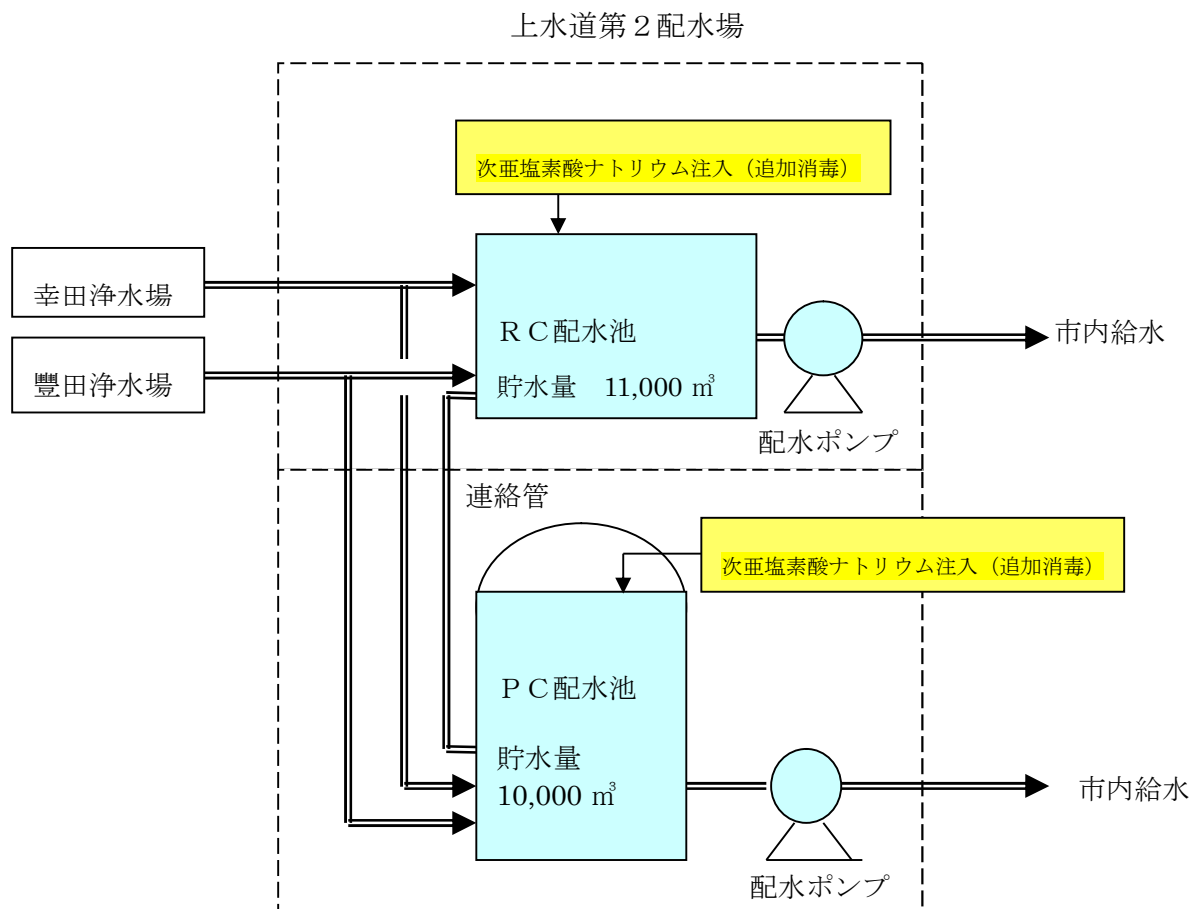
水道水を安心して使用（飲用）するには、水質検査の適正化と透明性の確保が不可欠です。水道水の安全性を確保（保証）するため「水質検査計画」を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。「水質検査計画」は、水質の変化やお客様からいただいたご意見を基に、毎年見直しを行うとともに、お客さまから信頼され、安心してお使い（飲用）いただける水道を目指し適切な水質管理に努めます。

2. 碧南市水道事業の概要

(1) 水 源

碧南市の水道は、愛知県企業庁の幸田浄水場と豊田浄水場の2ヶ所の浄水場で作られた浄水（水道水）を上水道第2配水場の配水池に受水し、市内（給水区域）へは、上水道第2配水場の配水ポンプで市内に給水しています。

水道給水フロー



幸田浄水場及び豊田浄水場は、矢作ダムを水源とし、浄水処理（凝集・沈殿・急速ろ過・消毒）をして、水道法で定められた水質基準に適合した安全な水道水を碧南市や西三河地域の水道事業者へ供給しています。愛知県企業庁の「水質検査計画」や幸田浄水場、豊田浄水場等の水質検査結果については、愛知県水質試験所のホームページに掲載されています。

<https://www.pref.aichi.jp/suishitsushiken/>

補足説明	
碧南市では、昭和52年4月1日から碧南市上水道浄水場（現在は水源公園）を休止（矢作川からの取水停止）しており、現在の碧南の水道水は全て愛知県企業庁の幸田浄水場と豊田浄水場で作られた水道水を給水しています。	

(2) 給水状況（令和5年3月31日 実績）

給水区域	市内全域	1日平均受水量		1日平均配水量	
		幸田浄水場水系 (碧南第1供給点)	豊田浄水場水系 (碧南第2供給点)	第1配水場	第2配水場
給水人口	72,402人				
普及率	99.9%				
給水戸数	28,077戸	2,939m ³	19,966m ³	1,771m ³	21,134m ³
1日最大配水量	26,301 m ³				
1日平均配水量	22,905 m ³				

3. 水質検査を行う地点、項目、頻度

(1) 定期（毎月）の水質検査を実施する地点は、下記の5ヶ所の給水栓（蛇口）とします。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 上水道第2配水場 | 碧南市二本木町4-37 |
| ② 前浜川口農業活性化組合（あおいパーク） | 碧南市江口町3-27 |
| ③ 碧南緑地（虹の公園） | 碧南市港本町 |
| ④ 鶴ヶ崎区事務所 | 碧南市山神町7-40 |
| ⑤ 個人住宅 | 碧南市大久手町4丁目地内 |

上記の水質検査（採水）を実施する地点の選定につきましては、配水地点である上水道第2配水場と給水末端に近い4ヶ所が水質基準に適合していれば、給水区域内は全て水質基準に適合しているのではないかとの考えから選定しています。水質検査（採水）

地点の詳細につきましては水質測定位置図に示します。

- (2) 毎日の水質検査については、水道法に基づき色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）を前浜川口農業活性化組合と個人住宅に依頼します。また、鶴ヶ崎区事務所には週3回検査を依頼します。

なお、上水道第2配水場は、濁度計、残留塩素計、pH計を設置して、配水池出口の水質を24時間365日、常時監視をしています。また、第2配水場の供給（受水）点にも愛知県企業庁の濁度計、色度計、残留塩素計が設置され供給している水道水の水質を常時監視しています。

- (3) 定期（毎月）水質検査をする項目、頻度については、水道法で義務づけられている水質基準項目とし、水道法及び碧南市の過去5年間（新規項目については3年間）の水質検査結果に基づき検査する項目ごとに、頻度を設定して水質検査を実施します。

令和6年度に実施する定期（毎月）水質検査の項目、頻度等につきましては、別表1-1～別表1-2 令和6年度定期水質検査の項目及び頻度のとおりとします。

- (4) 水質管理目標設定項目は、水質基準には至らないが、水道水で検出の可能性のあるなど、水質管理上留意すべき物質（項目）として位置づけられています。

原水（幸田浄水場、豊田浄水場）の水質状況や配水場、市内配管等の影響を考慮して、給水過程で濃度が増加する消毒副生成物と従属栄養細菌を鶴ヶ崎区事務所で水質検査を実施します。

なお、全国各地で井戸等の地下水で検出され、社会的関心が高まっている有機フッ素化合物のペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)やペルフルオロオクタン酸(PFOA)については、水道水の安全・安心を確保するために年1回水質検査を実施します。

他の水質管理目標設定項目については、定期水質検査及び幸田浄水場、豊田浄水場の水質検査結果から判断します。

令和6年度に検査する項目、頻度等については、別表2 令和6年度水質管理目標設定項目検査の項目及び頻度のとおりとします。

4. 臨時の水質検査に関する事項

(1) 臨時の水質検査は、供給する水道水が下記の理由により水質基準に適合しない恐れがあるときに実施します。

なお、水質検査する項目については、水質の状況により決定します。

ア 受水している浄水（水道水）の水質が悪化したとき。（愛知県西三河水道事務所と連携して対応します。）

イ お客様のから水道水に異常があると連絡（通報）を受けたとき。

ウ 市内及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

エ 風水害、大規模地震発生時等に、水道施設が被害を受けたとき、又は、その恐れがあるとき。

オ 配水池、配水管等の大規模な工事等により、水道施設が著しく影響を受けたとき、又は、その恐れがあるとき。（給水前水質検査を実施します）

カ その他、特に必要があると認められるとき。

(2) 水道水に異常を感じた場合には、配水管理事務所に連絡して下さい。速やかに対応します。

5. 水質検査の方法及び精度と信頼性の保証

毎日検査を除く定期（毎月）、臨時の水質検査については、水道法第20条第3項による厚生労働大臣（令和6年4月1日から国土交通省、環境省へ移管）の登録を受けたもの（登録検査機関）に水質検査を委託します。

水道水の安全性、安定性を確保し、お客様に信頼される水道水を供給するためには、水質検査結果の精度と信頼性の保証は極めて重要です。水質検査委託機関の選定にあたりましては、水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）認定水質検査機関とします。

また、水質検査が確実に行われているか検証するため、水質検査結果の根拠となる書類（採水運搬方法、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書）等の提出や委託機関への立入り検査等により水質検査の実施状況

を確認します。

水道G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）とは、品質管理に係る ISO9001 と計量証明事業制度である ISO/IEC17025 の二つの国際規格の要件を兼ね備えた水道水の水質検査機関のための規範です。

6. 関係機関との連携

(1) 水質検査計画に基づく毎日検査、定期（毎月）、臨時水質検査の実施、水質検査の結果等については、毎日検査依頼者、水質検査委託機関と連携を密にして実施します。

(2) 水質（毎日、定期（毎月）、臨時）検査の結果、不適合（水質基準超過）があった場合には、その原因究明に努める等、適切（水道法第23条第1項に基づく給水停止等）に対処します。その際必要に応じ厚生労働省医薬・生活衛生局水道課（令和6年4月1日から国土交通省、環境省へ移管）、愛知県衣浦東部保健所、愛知県西三河水道事務所、近隣水道事業者等から指導、助言をうけながら実施し、水道水の安全性を確保します。

(3) 愛知県、国等との連携

国及び愛知県が実施する水質に関する調査等への協力をするとともに、水質に関する情報の収集を図り、安全で安定した水道水の供給に努めます。

7. 水質検査計画、水質検査結果及び評価の公表

水質検査計画に基づき水質検査を実施し、その結果につきましては、水質基準との適合状況を含めた水質検査計画を水道課のホームページに公表します。

第2配水場と市内4ヶ所の令和5年度の定期（毎月）水質検査結果は、別表3-1～別表3-5 令和5年度 定期水質検査の結果のとおりです。また、過去5年間の定期（毎月）水質検査の結果は別表4-1～別表4-5 過去5年間の定期水質検査の結果のとおりです。

令和5年度水質管理目標設定項目の水質検査の結果は、別表5 令和5年度水質管理目標設定項目水質検査の結果のとおりです。

令和5年度の第2配水場と給水末端に近い4ヶ所の水質検査結果は、厚生労働省の省令

(令和6年4月1日から国土交通省、環境省へ移管)で定める水質基準に全て適合しています。安心してお使い(飲用)ください。

なお、水質基準は超えないものの水質基準値の50%を超える項目が検出された場合には、水質の動向を把握するため水質検査の実施回数を増加します。また、水質基準値70%を超える項目が検出された場合には、低減化対策の検討等、水道水の安全を確保するための対策を講じてまいります。

水質検査計画及び水質検査の結果に係るご質問、ご意見、ご要望等については、開発水道部水道課又は配水管理事務所にて電話、電子メール等で受け付けをし、お答えします。

年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、水質検査計画の見直しを行うとともに、お客様のご意見、ご要望を採り入れた水質検査計画を策定します。

お問い合わせ先

開発水道部水道課

碧南市配水管理事務所

〒447-0029 碧南市二本木町4-37

電話 0566-41-0070

FAX 0566-41-0052

電子メール haisui@city.hekinan.lg.jp

水道課のホームページ <http://www.city.hekinan.aichi.jp/SUIDOUKA/index.htm>